

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和7年1月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1月度の受付台数は16,033台で前年同月比101.6%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 検査結果表等、様式の加工について（再掲載）

令和6年8月月報で検査結果表等の加工（一部文言等の変更や削除）を止めていただくようお願いしておりましたが、現在も加工された報告書や訂正印等で提出されている報告書が散見されます。

定期検査報告書は、建築基準法施行規則第三十六号の四様式及び五様式に則り作成する必要があります。（第一面）や（第二面）等も含め、検査結果表、別添1・2様式についても加工は止めていただくとともに、今一度、提出の際は確認をお願い致します。

また、加工されたままの帳票等をお持ちでしたら【破棄】していただき、協議会のホームページからダウンロードした帳票をお使いいただきますようお願い致します。

なお、場合によっては返却対象とさせていただきますのでご注意願います。

（例）ロープ式検査結果表

正：6(4)緩衝器及び緩衝材

誤：6(4)緩衝器又は緩衝材 >>> “及び”が“又は”になっています。

※旧様式では“又は”でしたが、平成28年より“及び”に改正されています。

（例）別添1様式 ブレーキパッドの取付位置

正：□右 □左

誤：□上 □下 >>> 右左を上下に変更している。

※右左を上下に変更する場合は、右左を二重線で抹消し上下の文字を追記してください。

2. 所有者や管理者の携帯電話番号について

提出された定期検査報告書に関し、特定行政庁から所有者や管理者に直接連絡をする場合がありますが、その際「記載された携帯電話番号に繋がらない」等の内容で、協議会に連絡をいただくことや報告会社様に確認をされることがあります。

携帯電話は所有者や管理者の変更等で番号が変わることが多いと思われます。

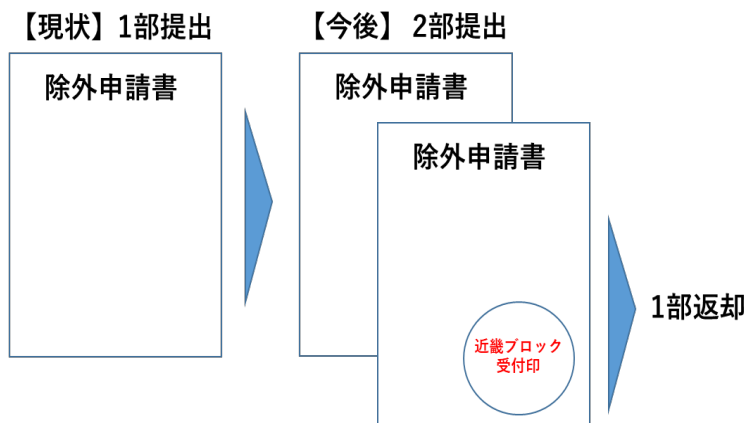
電話番号は連絡ツールとして重要となりますので、提出前には携帯電話の変更有無も含め必ず確認をしていただきますようお願い致します。

3. 除外申請書の取り扱いについて(即日実施)

除外申請書の提出につきましては、1部提出をいただき運用をまいりました。この度報告会社様から「1部(控え)を返却願いたい」との要望を受けました。

今後、各報告会社様におかれましてはお手数ですが、除外申請書を2部提出していただきますようお願い致します。協議会の受付印を押印のうえ1部返却させていただきます。

なお、京都市における〔個人住宅用に変更〕時の除外申請書には「(図面)の添付は不要」とのことですので、併せて連絡させていただきます。



以上